



専門家の引き出し

貴社も特許出願を してみませんか？

これまでに特許出願をしたこと
がありますか？「特許は技術研究室
を備えている会社が出すもので、中
小企業には関係ない」と思い込んで
おられる方も多いのではないでし
ょうか。

でもちょっと待ってください！
例えば、側面に切り込みを入れた切
り餅や、某ステークレストランのス
テーキ提供システム、ペットの展示
販売ブースの構造など、一見、発明
とは関係ないように思うものも特
許出願されていることがあります。

特許権を取得できると、特許権
者だけにその発明を独占する権利
が与えられます。そのため、その特
許を真似した第三者に対して差止

請求や損害賠償請求などができ、
模倣を防ぐことができます。また、
その特許を使用したい会社で使用
許諾することもできるので、ライセ
ンス収入を得ることも可能になり
ます。

したがって、新製品を開発した
時、従来の部品を納品先の依頼に応
じて改良した時、新しく事業を始め
る時など、特許出願の可能性につい
て検討することは、会社を守り、発
展させる上でとても大切です。

なお、特許は出願したとしても全
てのものが特許権として保護され
るものではありません。出願から3
年以内に「審査請求」と呼ばれる手
続きを行い、特許庁の審査を受ける

羽鳥国際特許商標
事務所 弁理士
柿原 希望
知財総合支援窓口配
置専門家、前橋商工
会議所 無料発明相談
員、群馬高等工業専
門学校専攻科環境工
学専攻卒業



必要があります。この審査に受か
り、登録料を支払うことによつて
「特許権」が発生します。そして以
後、毎年一定の税金を納めることに
よつて、出願日から20年間有効に存
続させることができます。

群馬県発明協会にある「知財総
合支援窓口」では火曜・木曜に知的
財産権の専門家である弁理士や弁
護士による相談会を開催していま
す。また、前橋商工会議所におい
ても第一・第三水曜日に発明相談会
が行われています。

これらの相談会では特許出願を
はじめ、知的財産に関する相談を無
料で受けることができます。是非一
度利用してください。

貸切バス事業者
安全性評価認定制度
業界初!最高ランクの
3つ星☆☆☆認定



2015年9月認定取得

安全第一・お客様第一・信用第一
そして心に残る旅をお約束

群馬中央バス株式会社

〒379-2121 前橋市小屋原町384-1

☎027-280-8610

http://gunmachuobus.co.jp/

